

1. 議事日程

〔令和7年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

令和7年6月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 同意第2号 | 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第4 | 同意第3号 | 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第5 | 同意第4号 | 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第6 | 同意第5号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第7 | 同意第6号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第8 | 同意第7号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第9 | 同意第8号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第10 | 同意第9号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第11 | 同意第10号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第12 | 同意第11号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第13 | 同意第12号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第14 | 同意第13号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第15 | 同意第14号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第16 | 同意第15号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第17 | 同意第16号 | 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第18 | 承認第1号 | 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】 |
| 日程第19 | 承認第2号 | 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】 |
| 日程第20 | 議案第44号 | 安芸高田市防災会議条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第45号 | 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第46号 | 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第47号 | 安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第48号 | 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第25 | 議案第49号 | 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1 番	益 田 一 磨	2 番	佐々木 智 之
3 番	熊 高 慎 二	4 番	浅 枝 久美子
5 番	小 松 かすみ	6 番	南 澤 克 彦
7 番	山 本 数 博	8 番	新 田 和 明
9 番	山 根 温 子	10 番	児 玉 史 則
11 番	大 下 正 幸	12 番	熊 高 昌 三
13 番	宍 戸 邦 夫	14 番	金 行 哲 昭
15 番	秋 田 雅 朝	16 番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1 番	益 田 一 磨	2 番	佐々木 智 之
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	危 機 管 理 監	神 田 正 広
総 務 部 長	新 谷 洋 子	総務部政策統括監	佐々木 満 朗
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	柳 川 知 昭	総 務 課 長	玉 井 郁 生
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻
主 事	波多野 奈 美		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○石 飛 議 長 定刻になりました。ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回安芸高田市議会  
定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元  
に配付したとおりです。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
高藤事務局長。

○高藤事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する  
者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法  
人の経営状況説明書について、2件の報告がありました。  
第3点、市長より令和6年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係  
る繰越計算書についての報告がありました。  
第4点、市長より令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算の建設改良  
費繰越しについての報告がありました。  
第5点、監査委員より、議会の請求に基づく監査の結果についての報  
告がありました。  
第6点、監査委員より、令和7年2月、3月分及び4月分の例月出納検査  
の報告がありました。  
第7点、閉会中の議員派遣結果について報告いたします。  
それぞれ写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、1
番 益田議員及び2番 佐々木議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○石 飛 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いた  
いておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めま  
す。

大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長 おはようございます。  
令和7年第2回定例会の運営につきまして、5月12日及び5月30日に議会

運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月27日までの18日間といたしました。

議事の都合により、6月11日から12日、6月14日から6月15日、6月17日、6月19日から6月26日までを休会といたします。

本定例会に付託されました議案は、同意15件、承認2件、議案6件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第45号、第46号の2件は総務文教常任委員会へ、議案第47号は産業厚生常任委員会へ、議案第48号、第49号の2件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

同意15件、承認2件、議案44号につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

5月30日の議会運営委員会までに提出された陳情、要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、14名からの通告でありましたので、通告順に、6月13日を7名、6月16日を7名といたします。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は18日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第2号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第4 同意第3号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第5 同意第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○石 飛 議 長 日程第3、同意第2号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件から、日程第5、同意第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件までの3件一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 皆さんおはようございます。

中国地方、先日から梅雨に入ったということで、今年も出水期に入りますけども大きな被害がないことを皆さんと一緒に祈っていきいたいなど

思っております。

それでは、提案理由について御説明申し上げます。

同意第2号から同意第4号までの3議案については、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和7年6月14日で満了となることに伴い、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、同意第2号は木原張登さんを引き続き選任したいとするものです。

続いて、同意第3号及び第4号は、任期満了となる小川博昭さんと槇原秀克さんの後任として、品川忠治さんと中山好夫さんを選任したいとするものです。

なお、選任後の任期は令和7年6月15日から令和10年6月14日までの3年間です。

以上、同意第2号から同意第4号まで、一括して提案理由を説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、本件3件を個別に採決いたします。

同意第2号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第3号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6     同意第5号   安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について

日程第7     同意第6号   安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について

日程第8 同意第7号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第9 同意第8号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第10 同意第9号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第11 同意第10号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第12 同意第11号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第13 同意第12号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第14 同意第13号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第15 同意第14号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第16 同意第15号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第17 同意第16号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について

○石 飛 議 長 日程第6、同意第5号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件から、日程第17、同意第16号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件までの12件を一括して議題といたします。

議題の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 同意第5号から同意第16号までの12議案については、安芸高田市農業委員会委員の任期が、令和7年8月31日で満了となることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

また、同法第8条第5項の規定による農業委員会委員の認定農業者の過半数要件については、農業委員会等に関する法律施行規則第2条の規定による過半数を要しない場合に基づくものとします。

まず、同意第5号は、吉田町の見坂トシ子さんを、同意第6号は吉田町の水重克幸さんを、同意第7号は八千代町の藤原憲司さんを、同意第8号は八千代町の黒瀬忠司さんを、同意第9号は美土里町の津田泰成さんを、同意第10号は美土里町の境江芳暢さんを、同意第11号は高宮町の田中秀之さんを、同意第12号は高宮町の秋國満さんを引き続き委員に任命するものです。

続いて、同意第13号は、甲田町の田邊介三さんを新たに委員に任命するものです。

続いて、同意第14号は甲田町の仁伍雅史さんを、同意第15号は向原町の山本英次さんを、同意第16号は向原町の高松忠夫さんを引き続き委員に任命するものです。

なお、任命後の任期は、令和7年9月1日から令和10年8月31日までの3年間です。

以上、同意第5号から同意第16号までの一括して提案理由を説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
お諮りします。

この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより、本件12件を個別に採決いたします。  
同意第5号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第6号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第7号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第8号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第9号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第10号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第11号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第12号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第13号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第14号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第15号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第16号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市
税条例の一部を改正する条例】

○石 飛 議 長 日程第18、承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、税条例の一部を改正するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、説明資料により説明いたしますので、そちらのほうを御覧ください。

説明資料では、主な改正点について記載をしております。

初めに、市民税関係。特定親族特別控除を追加することに伴う改正です。

大学生年代の子どもを持つ親等の税負担を軽減するため、令和8年度分の個人市民税より、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合において、表に記載のとおり、納税義務者が受けられる控除額が合計所得金額に応じて減っていく特定親族特別控除を追加するものです。

合計所得金額58万円以下は、従来からの特定扶養控除となり、控除額は45万円になります。市民税関係部分の改正条例の施行期日は、令和8年1月1日です。

次に、軽自動車税関係。軽自動車税種別割の見直しです。

令和7年11月からの排ガス規制の適用開始に合わせ、新基準の原付バイクとして、125CC以下クラスのバイクの最高出力を50CC原付バイク相当の4キロワット以下に制御したバイクが販売される予定となっています。

よって、二輪車の車両区分に新基準の原付バイクの税額として、50CC以下の原付バイクと同額の年額2,000円を新設するものです。

次に、減免申請時における免許情報記録個人番号カードの提示です。

令和7年3月24日から、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が始まったことにより、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用が開始されました。これにより、減免申請時における免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の提示に係る規定を追加するものです。

軽自動車税関係部分の改正条例の施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で要点の説明を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより、承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○石 飛 議 長 日程第19、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本件は、地方税法施行令の改正が令和7年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、説明資料により要点の説明をしますので、そちらのほうを御覧ください。

国は、課税限度額超過世帯割合が1.5%台に近づくように、国民健康保険税の課税限度額を段階的に引き上げているところ、高所得層の限度額を増やし、中間所得層の負担緩和を図る観点から、このたび、地方税法施行令を改正し、課税限度額の見直しを行ったものです。

第2条は、国民健康保険税の課税額に関する規定です。法改正に伴い、世帯主及びその世帯の非保険者について算定した基礎課税額、いわゆる医療給付費分の課税額が現行65万円を超える場合は、65万円としている課税限度額を66万円に引き上げるものです。

また、後期高齢者支援金分の課税額が、現行24万円を超える場合は24万円としている課税限度額を、26万円に引き上げるものです。

次に、第23条は、低所得者に対する国民健康保険税の減額についての規定です。計算により、減額して得た額が課税限度額を超える場合、第2条と同様に、改正後において基礎課税額、いわゆる医療給付費分課税限度額については66万円、後期高齢者支援金分課税限度額については26万円にするというものです。

また、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を5割減額は30万5,000円に、2割減額は56万円にそれぞれ引き上げるものです。

改正条例の施行期日は、いずれも令和7年4月1日です。

以上で、要点の説明を終わります。

○石 飛 議 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第44号 安芸高田市防災会議条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長

日程第20、議案第44号「安芸高田市防災会議条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

本案は、水防法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、本市において防災会議への多様な主体の参加を促進するため、所要の改正を行うものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監

議案第44号、防災会議条例の一部を改正する条例について、要点の説明をします。

説明資料を御覧ください。説明資料の2の改正内容を御覧ください。

改正内容は2点。1つ目は、水防法の引用条文の番号の改正です。
議案書を御覧ください。

議案書の2ページ、左側改正後、右側改正前です。最上段、水防法第25条とあるのを第33条に改正します。

この水防法第33条は、市の水防計画について、水防協議会を設置していない安芸高田市にあっては、市の防災会議に諮ることを定めたものでございます。

続いて、説明資料2の改正内容に戻っていただいて、2つ目防災会議の委員に自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者を新たに加えるものです。

これは、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるように防災会議の委員を追加するもので、災害対策基本法第15条及び第16条に準じるものです。

議案書の2ページを御覧ください。

中段の第3条第5項に第8号を追加し、それまでの第8号を第9号に繰り下げました。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 議 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、承認第44号「安芸高田市防災会議条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第45号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第46号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第21、議案第45号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件、及び日程第22、議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第45号は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部の改正に伴い、選挙長、投票管理者及び投票立会人等の報酬について所要の改正を行うものです。

議案第46号は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、ビラの作成及びポスターの作成について、公費負担の額を改正し、併せて据え置いていた選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額等を、公職選挙法施行令に準じて所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 議案第46号についてお伺いします。

先ほど、提案理由の説明の中で、据え置いていたものを今回改正するのだという説明がありましたが、なぜ今のタイミングで、これまでずっと据え置いてきたのを今回のタイミングで改正をして金額を上げるというのは、なぜ今回のタイミングなのかということについてお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 今回のタイミングでなぜ改正するのかということですが、今回、公職選挙法の改正がございました。それに合わせて、本条例のほうを改正をいたします。そのタイミングをもって、選挙運動用自動車の使用につきまして改正をしたいと考えております。なぜ、選挙運動自動車の使用についての改正をこのタイミングかということにつきましては、選挙において近隣の自治体の動向等も鑑みまして、選挙運動自動車の使用についての改正法に合わせたというものでございます。

○石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第46号 安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第23、議案第47号「安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、農業委員会委員定数の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。
本案は、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第48号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第49号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○石 飛 議 長 日程第24、議案第48号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件、及び日程第25、議案第49号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の2件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第48号は、定額減税補足給付金の不足額給付に伴う費用や、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う費用の増額等を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

議案第49号は、高額療養費制度基準見直しに伴うシステム改修費用の増額を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、6月13日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員